はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧の施術所を開設する皆様、はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の皆様へ（重要なお知らせ）

受領委任制度のご案内

はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧について、施術者等が患者等に代わって療養費の支給申請を行う「受領委任制度」が導入されました。（平成31年1月1日から取扱い開始予定）

制度の仕組み

受領委任とは、施術者が、医療保険（療養費）で定める施術を行い、患者等から一部負担金を受け取り、患者等に代わって療養費支給申請書を作成・保険者等へ提出し、患者等から受領の委任を受けた施術者等が療養費を受け取る取扱いです。このような取扱いは、これまでも療養費の支給申請先（保険者等）ごとの判断で行われておりましたが、今回、厚生労働省で共通の取扱いとして制度化しました。

受領委任の取扱いを希望される場合は、地方厚生（支）局へ申請をお願いします

これまで保険者等ごとの判断で行われていた取扱いについて、今回の受領委任制度の導入に伴い、制度に参加した保険者等に受領委任の取扱いを希望する場合、地方厚生(支)局への申請が必要となります。（施術所（施術者）から地方厚生(支)局への申請がない場合、原則、患者等が施術所（施術者）へ施術料金の全額を支払い、患者等が保険者等へ療養費支給申請書を提出し、療養費が患者等に直接支払われる取扱いとなります。）

平成31年1月1日から（以降も）受領委任の取扱いを希望する施術所の施術者（または出張専門の施術者）の方は、平成30年7月2日から平成30年10月31日までの間に地方厚生(支)局へ申請（申出）書類を提出するようお願いします。

具体的な手続きについては、施術所の所在地（出張専門の施術者の場合は自宅住所）を管轄する地方厚生(支)局のウェブページをご確認願います。

申請（申出）書類の提出先及び手続きに関するお問い合わせ先は、施術所の所在地（出張専門の施術者の場合は自宅住所）の都道府県を管轄する地方厚生(支)局（都府県事務所）となります。

北海道厚生局

北海道　医療課　011-796-5159

東北厚生局

青森　青森事務所　017-724-9200

岩手　岩手事務所　019-907-9070

宮城　指導監査課　022-206-5217

秋田　秋田事務所　018-800-7080

山形　山形事務所　023-609-0140

福島　福島事務所　024-503-5030

関東信越厚生局

茨城　茨城事務所　029-277-1316

栃木　栃木事務所　028-341-8486

群馬　群馬事務所　027-896-0488

埼玉　指導監査課　048-612-7508

千葉　千葉事務所　043-379-2716

東京　東京事務所　03-6692-5119

神奈川　神奈川事務所　045-270-2053

新潟　新潟事務所　025-364-1847

山梨　山梨事務所　055-206-0569

長野　長野事務所　026-474-4346

東海北陸厚生局

富山　富山事務所　076-439-6570

石川　石川事務所　076-210-5140

岐阜　岐阜事務所　058-249-1822

静岡　静岡事務所　054-355-2015

愛知　指導監査課　052-228-6179

三重　三重事務所　059-213-3533

近畿厚生局

福井　福井事務所　0776-25-5373

滋賀　滋賀事務所　077-526-8114

京都　京都事務所　075-256-8681

大阪　指導監査課　06-7663-7664

兵庫　兵庫事務所　078-325-8925

奈良　奈良事務所　0742-25-5520

和歌山　和歌山事務所　073-421-8311

中国四国厚生局

鳥取　鳥取事務所　0857-30-0860

島根　島根事務所　0852-61-0108

岡山　岡山事務所　086-239-1275

広島　指導監査課　082-223-8209

山口　山口事務所　083-902-3171

四国厚生支局

徳島　徳島事務所　088-602-1386

香川　指導監査課　087-851-9593

愛媛　愛媛事務所　089-986-3156

高知　高知事務所　088-826-3116

九州厚生局

福岡　指導監査課　092-707-1125

佐賀　佐賀事務所　0952-20-1610

長崎　長崎事務所　095-801-4201

熊本　熊本事務所　096-284-8001

大分　大分事務所　097-535-8061

宮崎　宮崎事務所　0985-72-8880

鹿児島　鹿児島事務所　099-201-5801

沖縄　沖縄事務所　098-833-6006

保険者等の制度への参加について

受領委任の取扱いは、制度に参加する保険者等に関する取扱いです。各保険者等の制度への参加やその時期については保険者等により異なるのでご注意下さい。（制度に参加するまでは、各保険者等のこれまでどおりの取扱いとなります。）

制度に参加する保険者等については、参加する１ヶ月前（平成31年1月1日から制度に参加する場合は平成30年11月30日）までに厚生労働省のウェブページに掲示する予定です。

同意書の取扱い変更のお知らせ

はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧について、平成30年10月1日から同意書の取扱いが変わります。

主な変更点

同意書の様式が変わります。また、６ヶ月（従前は３ヵ月）を超えて引き続き施術が必要な場合は、患者が保険医の診察を受け同意書（文書）の交付を受ける必要があります（変形徒手矯正術は従前どおり）。

６ヶ月（変形徒手矯正術は１ヵ月）を超えて引き続き施術が必要な場合、医師と施術者との連携が図られるよう、新たな取扱いとして、施術者は、施術報告書（施術の内容・頻度、患者の状態・経過等）の交付が求められます。交付した場合、その写しを療養費支給申請書に添付のうえ施術報告書交付料を請求することが可能です。

周知用のチラシ

はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧の施術所を開設する皆様、はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の皆様へ（PDF）

受領委任制度の導入や同意書の取扱いの変更について、施術所（施術者）の皆様への周知を図るため、周知用のチラシを作成し、保険者等にも周知についての協力をお願いしております。

施術所（施術者）の皆様におかれましても、他の施術所（施術者）の皆様や関係者への周知について、ご協力をお願いいたします。

参考

通知「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いついて」

https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/iryouhoken13/dl/180612-01.pdf

通知「「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」の一部改正について」

https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/iryouhoken13/dl/180621-06.pdf